

農地法第3条の申請に必要な添付書類

(申請書 1部 添付書類 1部)

【最初に】

- ・申請書の上部に、必ず捨印を押印してください。
- ・有資格者（行政書士等）に申請を委任した場合は、必ず委任状を添付してください。

原則必要な書類

- 土地の登記事項証明書（※） ・ ・ ・ 全部事項証明書に限る
- 所有者であることを証する書面（※） ・ ・ ・ ・ ・ 申請者が土地登記簿に記載された所有者と異なる場合（住所が違うとき→住民票等）

次の場合は、以下の書類を上記のほかに提出してください。

◆権利の取得者が農地所有適格法人の場合

- 法人の登記事項証明書（※）
- 定款又は規約の写し ・ ・ ・ ・ ・ 作成日・商号・住所・代表者・現行定款に相違ない旨を記載の上、社印を押印
- 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し ・ ・ ・ ・ ・ 農事組合法人→組合員名簿 株式会社→株主名簿
有限会社→社員名簿

◆権利の取得者が新規就農者の場合

- 新規就農営農計画書 ・ ・ ・ ・ ・ 耕作予定の作物・所得計画・営農指導計画等を記載

◆譲受人が沼田市外在住の場合

- 住民票の抄本（※）
- 耕作証明書
- 居住地から申請地までの通作経路を示す図面

◆その他の場合

- 土地改良区同意書 ・ ・ ・ ・ ・ 沼田平土地改良区等
- その他参考となるべき資料 ・ ・ ・ ・ ・ 農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めた場合

【備考】

（※）のついた証明書等については、申請日前3か月以内のものを提出してください。

ご不明な点については、沼田市農業委員会事務局までお問合せください

TEL 0278-23-2111